

## 横浜市令和3年度第4回公募公債(米ドル建)発行要項

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 発行者の名称       | 横浜市  |
| 2. 発行総額         | 金5千万米ドル  |
| 3. 発行の目的        | 令和3年度事業資金等に充当するため。   |
| 4. 各公債の金額       | 金100万米ドル   |
| 5. 振替法の適用       | 本公債については社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、本公債証券は発行しない。   |
| 6. 利率           | 年2.000パーセント  |
| 7. 発行価額         | 額面100米ドルにつき金100米ドル   |
| 8. 償還金額         | 額面100米ドルにつき金100米ドル   |
| 9. 応募者利回り       | 年2.000パーセント  |
| 10. 償還の方法及び期限   | <p>(1) 本公債の元金は、2031年11月8日(以下「償還期日」という。)に米ドルによりその全額を償還する。</p> <p>(2) ただし、償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は翌銀行営業日にこれを繰り下げる。なお、本要項において「銀行営業日」とは、東京、ニューヨーク及びロンドンにおいて銀行が営業し米ドル決済を行う日(土曜日及び日曜日を除く。)をいい、「銀行休業日」とは、銀行営業日以外の日をいう。</p> <p>(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれをすることができる。</p>  |
| 11. 利息支払の方法及び期限 | <p>(1) 本公債の利息は、払込期日(その日を含む。)から償還期日(その日を含まない。)までこれをつけ、2022年5月8日を第1回の利払日、その後毎年5月8日及び11月8日(以下各々を「利払日」という。)の2回に、各々その日(当日を含まない。)までの前6か月分を米ドルにより支払う。本公債の利息は第6項記載の利率を用いて計算する。利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は翌銀行営業日にこれを繰り下げる。ただし、かかる繰り下げに伴う利息金額の調整は行わない。</p> <p>(2) 6か月に満たない期間につき利息を支払うときは、各利息計算期間(以下に定義する。)に関し、各公債の金額の総額について支払われる利息の金額は、各公債の金額の総額に、第6項記載の利率を乗じ、以下の算式により得られる数を分子とし、360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算する。ただし、計算の結果、補助通貨単位(米セント)未満の端数が生じた場合は、補助通貨単位未満の端数を切り捨てる。</p> <p>「利息計算期間」とは、払込期日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間及び連続する各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。</p> <p>(算式)</p> $[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)$ <p>「Y1」とは、当該利息計算期間の最初の日が当たる暦年の数字をいう。</p> <p>「Y2」とは、当該利息計算期間の最後の日が当たる暦年の数字をいう。</p> <p>「M1」とは、当該利息計算期間の最初の日が当たる暦月の数字をいう。</p> <p>「M2」とは、当該利息計算期間の最後の日が当たる暦月の数字をいう。</p> <p>「D1」とは、当該利息計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。</p> <p>「D2」とは、当該利息計算期間の最後の日が当たる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合で、かつ、D1が29よりも大きい場合には、D2は30とする。</p> <p>(3) 償還期日後は、利息をつけない。</p> |

12. 受方機構加入者による支払代理人への通知及び通知が遅延した場合における元利金支払に関する特則

(1) 第10項及び第11項に従った期日における元利金の支払は、第18項記載の振替機関（以下「振替機関」という。）が定める業務規程等（業務処理要領及び振替の取扱等に関して振替機関から発行代理人・支払代理人・機構加入者等宛になされる通知等を含み、以下「業務規程等」という。）に定める機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が本公債の振替にかかる受方となる場合における当該機構加入者（以下「受方機構加入者」という。）が、当該振替直後に到来する利払日又は償還期日の2銀行営業日前までに、振替機関の一般債振替制度に係る業務処理要領に定める「振替債元利金に係る支払方法指定書（外貨用）」（以下「支払方法指定書」という。）を、第19項記載の支払代理人（以下「支払代理人」という。）のもとに提出することにより、本公債の元利金の支払を受けるために必要な情報を通知することを条件として行われる。ただし、当該受方機構加入者が支払代理人に対し、米ドル建の振替債にかかる支払方法指定書を既に提出している場合は、この限りではない。本号の条件が充足されない場合、該当する本公債の元利金の支払は、本項第(2)号の規定に従う。

(2) いずれかの利払日又は償還期日に関し、いずれかの受方機構加入者から支払代理人が本項第(1)号の期限内に支払方法指定書を受領していない場合、本市及び本市から資金を受領する支払代理人は、第10項第(1)号又は第(2)号及び第11項の規定にかかわらず、当該受方機構加入者の口座に記録される本公債（当該受方機構加入者が保有するもの、当該受方機構加入者の顧客の口座に記録されるもののほか、当該受方機構加入者に口座を有する間接口座管理機関及びその更に下位の間接口座管理機関の顧客の口座に記録される本公債を含む。）の元利金及び元利金支払手数料を当該利払日又は償還期日に支払う義務を負わず、当該支払の遅延に伴う損害その他の債務から免除されるものとする。本号に基づき支払が繰り延べられた元利金及び元利金支払手数料については、当該受方機構加入者より支払方法指定書が支払代理人に提出された後、振替法及び業務規程等に従って速やかに当該受方機構加入者に交付することとし、当該受方機構加入者が支払方法指定書を支払代理人に提出しないことで発生する支払の遅延は振替機関の社債等に関する業務規程第67条第2項に定める支払遅延には該当しないこととする。

(3) 振替法又は業務規程等若しくはその運用の変更により、本項第(1)号若しくは第(2)号の条項にかかわる規定又は運用（償還期日が到来した公債等に関する振替の可否にかかわる規定又は運用を含むが、これに限定されない。）が変更される場合、本市と支払代理人との間の合意により、本項第(1)号及び第(2)号の条項に適切と認められる修正を加えることができる。

- |                  |  |
|------------------|--|
| 13. 申込期日         | 2021年10月27日                              |
| 14. 払込期日（発行日）    | 2021年11月8日                               |
| 15. 募入方法         | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が、適宜募入額を定める。 |
| 16. 募集の受託会社      | 株式会社三菱UFJ銀行                              |
| 17. 引受並びに募集取扱会社  | ゴールドマン・サックス証券株式会社                        |
| 18. 振替機関         | 株式会社証券保管振替機構                             |
| 19. 発行代理人及び支払代理人 | 株式会社三菱UFJ銀行                              |